

議案第 75 号

桐生市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

桐生市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 19 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(桐生市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 桐生市職員退職手当支給条例(昭和32年桐生市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則第12項前段中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

附則に次の1項を加える。

19 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に

居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)」とする。

(桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和 48 年桐生市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に改める。

第 3 条 桐生市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(平成 18 年桐生市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「100 分の 87」を「100 分の 83.7」に、「104 分の 87」を「104 分の 83.7」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中第 10 条第 11 項第 5 号及び附則第 12 項の改正規定、第 2 条の規定、第 3 条の規定並びに附則第 3 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の桐生市職員退職手当支給条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第 10 条第 10 項(第 2 号に係る部分に限り、新条例附則第 19 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した桐生市職員退職手当支給条例第 2 条第 1 項に規定する職員(同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。次項において同じ。)であって桐生市職員退職手当支給条例第 10 条第 1 項第 2 号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第 3 項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 14 号)第 4 条の規定による改正後の職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号。以下この項において「改正後職業安定法」という。)第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第 10 条第 11 項(第 5 号に係る部分に限り、桐生市職員退職手当支給条例第 10 条第 15 項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

## 議 案 説 明

議案第 75 号 桐生市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案

国に準じて退職手当の支給水準を引き下げするため、所要の改正を行おうとするものです。